

目 次

令和4年6月22日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	33
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	33
（総務建設常任委員会）	33
（教育民生常任委員会）	35
委員長報告に対する質疑	36
（総務建設常任委員会）	37
（教育民生常任委員会）	37
一般質問	37
3番（大野一行君）	37
2番（井藤茂信君）	44
休憩（午前10時28分）	47
再開（午前10時40分）	48
4番（鈴木美香君）	48
1番（小川務君）	55
8番（福本耕太君）	59
休憩（午前11時57分）	71
再開（午後0時05分）	72
討論、採決（議案第1号～議案第10号）	72
議員の派遣	77
閉会中の継続審査申出	78
閉会中の継続調査申出	78
閉会（午後0時17分）	78

令和4年6月22日（水曜日）午前9時30分開議

1、出席議員

1番（小川務君）	2番（井藤茂信君）	3番（大野一行君）
4番（鈴木美香君）	5番（福本達雄君）	6番（三木俊明君）
7番（濱野良一君）	8番（福本耕太君）	9番（川本貴也君）
10番（井上正清君）	11番（木場隆司君）	12番（高橋正博君）

2、欠席議員 なし

3、欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長（岡野能之）	教育長（港育広）
副町長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総務課長（笹山恵子）	税務課長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀康晴）
建設課長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出納室課長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

傍聴席の皆さまにお知らせします。本定例会から、議会の録画配信を実施することにしております。受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

発言後には、係員がマイクの消毒を行います。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（高橋正博君）

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算および条例関係等議案について、6 月 17 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点をご報告させていただきます。

まず、総務課より議案第 1 号の所管部分について、旧土庄高校 3 号館校舎改修事業 477 万 6 千円は、改修工事完了後に必要となる、室名サイン等の設置や清掃等の各種委託料と令和 3 年度に施工した仮設の防火壁の撤去等の工事請負費を増額補正するものである。

また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 3695 万 1 千円は、令和 3 年度から実施している給付事業において、家計急変により受給資格があるにも

かかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和 4 年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うための経費で、全額国費が充当される。

参議院議員選挙費 90 万円と香川県知事選挙費 15 万円は、資材の高騰により、ポスター掲示板の設置経費が不足していることから、設置委託料等の増額補正をするものとの説明がございました。

次に、企画財政課より議案第 1 号の所管部分について、離島振興事業は、新型コロナウイルス感染症の影響および燃料費高騰により、国の補助金が増額となったことに伴い、町の補助金 684 万 1 千円を減額するもの。

地域公共交通活性化・再生総合事業は、新型コロナウイルス感染症および燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者を支援するための支援金として、945 万円を増額補正するもの。

第 7 次土庄町総合計画策定事業 11 万 8 千円は、委員数を 5 人増加するための経費を増額補正するものと説明がありました。

歳入では、特定財源を除いた一般財源所要額 1786 万 3 千円を財政調整基金繰入金で調整したとの説明がありました。

また、議案第 4 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の策定については、従前の計画が令和 3 年度で計画期間が終了したため、新たに令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 カ年の計画を策定するものと説明がありました。

また、議案第 5 号 土庄町振興計画審議会条例の一部を改正する条例については、幅広い住民の参画を目的に、委員数の増および各団体から推薦された方も委員となることのできるよう条例の一部を改正するものと説明がありました。

次に、税務課より議案第 1 号の所管部分について、税務手続きのデジタル化に要する経費として 1202 万 9 千円を増額補正すると説明がありました。

このうち、税務手続きデジタル化推進事業の 1131 万 8 千円については、電子納税の税目拡大および軽自動車税手続きのオンライン化に伴うシステム改修等に係る経費である。システム改修費については、普通地方交付税措置が予定されているとのこと。

次に、議案第 6 号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、引用条文に項ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものと説明がありました。

次に、建設課より、議案第 9 号および議案第 10 号の土庄町道路線の認定及び廃止については、香川県が行っている湊崎交差点改良事業により、交差点付近が 3 車線となることから、町道八幡橋線との合流地点に危険が伴うため、路線の起点位置を変更し、安全な交通環境を整えようとするものと説明がまし

た。

次に、商工観光課より議案第 1 号の所管部分について、瀬戸内国際芸術祭事業 678 万 3 千円は、救急救命士、看護師の配置に係る経費を増額補正するもの、地域の看板商品創出事業 714 万円は、環境に配慮した観光、北部地域の魅力発信、交流人口の増加を図るもので、そのうち国の補助が 607 万円あると説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から議案第 1 号の商工観光課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第 1 号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、審査を行いました。紹介議員の鈴木議員に請願内容について説明を求め、質疑を行い、委員から、「関係者の意見、県の見解についての勉強会を持ってほしい」「継続審査にしてはどうか」との意見がありました。他の委員も異議はなく、当委員会としては、慎重に審査するため継続審査との結論に至りました。

以上で、総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算および条例関係等の議案について、6 月 17 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 1 号の所管部分について、私立・町外保育所運営事業 174 万円と放課後児童健全育成事業 26 万 4 千円は、それぞれ保育所と放課後児童クラブの職員の処遇改善に係る費用を補正するもので、全額国費が充当される。

次に、教育振興事業の備品購入費は、タブレットを活用した授業を想定した大型テレビなどの整備費用 405 万円で、国費 2 分の 1 の補助がある。

次に、ALT（外国語指導）事業 91 万 6 千円は、外国語指導助手の更新に要する経費、小学校維持管理費 47 万 3 千円は、豊島小学校体育館トイレの修繕に要する費用と説明がありました。

次に、議案第 8 号の給食配送車の購入について、入札の結果、最低落札業者が富丘モータース有限会社と決定し、同社と契約を締結することについて議決を求めるものと説明がありました。

委員から、廃車する車両の処分方法を検討してほしいとの意見がありました。

次に、生涯学習課より議案第 1 号の所管部分について、文化財保護事業 2410 万 5 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の伝統行事が途絶えることを防止するため、町および要望自治会等で構成する実行委員会が行う用具等の修繕に対する費用を町から実行委員会へ貸し付けするものと説明がありました。

次に、健康福祉課より議案第 1 号の所管部分について、通院困難者支援事業 82 万 8 千円は、8 月から実施する現行制度の緩和および通院帰宅時デマンドタクシー運航支援事業に係る費用を補正するもの。

子育て世帯生活支援特別給付事業 574 万 6 千円は、新型コロナウイルス感染症により、失業や収入減少、食費等支出の増加などで、影響を受けていると思われる低所得の子育て世帯を対象に給付金を支給する経費で、財源は、全額国費を充て、対象児童一人当たり 5 万円で、100 名分を見込んでいます。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 2860 万 2 千円は、4 回目の接種に係る費用で、財源のうち 1287 万 2 千円は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を、1573 万円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を充てると説明がありました。

次に、議案第 2 号 介護保険事業特別会計の補正は、地域密着型サービス等整備事業で、介護職員の宿舍施設整備事業を実施するために増額するもので、財源は全額県補助金を充てると説明がありました。

次に、議案第 3 号 福祉サービス事業特別会計の補正は、職員 1 名の退職に伴い、登録ヘルパー 2 名増員したことにより通勤手当を増額するもので、財源は訪問入浴サービス費収入および利用者負担金収入を充てると説明がありました。

次に、議案第 7 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第 1 号被保険者の保険料減免について、対象となる納期限を令和 5 年 3 月 31 日までに延長するために条例の一部を改正しようとするものと説明がありました。

以上、当委員会に付託されました議案については、審査の結果、すべての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

質問いたします。まず、最初の質問です。

土庄町行政における社会福祉拠点の整備についてということでございます。

少し補足説明をしますと、土庄町地域福祉計画第4期、ここに、土庄町から令和4年3月に出されています。これ、総合計画です。それによりますと、この中に、とてもいい中身になっています。とてもいい中身です。しかしながら、この質問は、私2回目でございます。これは三枝前町長による、町民不在の行政の結果、社会福祉会館が、本来土庄町の行政の福祉行政の拠点でございます。

した。ところが、ご存知のように、社会福祉会館の問題が起きました。

本来なら、元の福祉会館に戻すべきところ、それは、極めて困難でありますので、その後、令和3年9月定例会において、「新庁舎周辺の既存設備を活用した社会福祉拠点の整備の考えは」との議員の質問の問いに、前町長は、「問題が出てくれば、整備も必要」と答弁しています。令和4年3月、定例会においても、再度議員から同じ問いがあったわけです。その後の行政における、取り組みの進捗状況を問います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉の拠点整備につきましては、大野議員のおっしゃるとおり、令和3年9月および令和4年3月定例会におきまして、ご質問があったものと承知しております。

ご存知のとおり、社会福祉協議会とは、社会福祉法第4条および第109条の規定に基づく地域福祉を推進とすることを目的とした、営利を目的としない民間組織でございます。

土庄町社会福祉協議会では、高齢者の在宅福祉事業・相談支援事業、地域福祉物品無料貸し出し、また、その他の活動といたしましてシルバー人材センター事業、老人クラブへの活動支援等、さまざまな事業を行っております。行政には手が届かない地域福祉の分野をきめ細かに担っていただいております。さらには、ボランティア団体など民間の社会福祉活動の発掘、育成等も幅広く担っております。

土庄町社会福祉協議会の事務所が移転したことによりまして、社会福祉協議会の業務やボランティア団体等の社会福祉活動が制限されるなど、一部問題が生じておりますが、健康福祉課といたしましては、現在、社会福祉協議会や土庄町中央公民館の所管課であります生涯学習課とともに、中央公民館における社会福祉協議会の事務所の場所について、プライバシー保護の観点から個室へ移転することをはじめ、ボランティア団体の活動や利用方法などの問題解決に向けて、具体的に鋭意、協議を進めているところでございます。

さまざまな制約があることは承知しておりますが、当面できることといたしまして、近隣既存施設の利用を含めながら、社会福祉活動と生涯学習活動が両立できるよう、調整に努めているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

その後、だいぶ努力をいただいておりますが、もう少し具体的にですね、お知らせいただきたい。例えば、シルバー人材センター、老人クラブ、あるいは福祉団体等が既存の設備、施設、具体的にどう今やられているのか、進捗状況を知りたいわけです。お願いします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

シルバー人材センターと、あと老人クラブ連合会につきましては、こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうが事務局をしておりますので、社会福祉協議会の事務所の中での活動というかたちになっております。

また、他の福祉団体につきましては、生涯学習課のほうと調整ができてまして、ある程度の部分については、調整ができておるとお聞きしております。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

少し、もう少し深めていきたいと思いますが、ちなみに隣の小豆島町の社会福祉協議会の位置づけなり、分かっていることがあれば、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

小豆島町の社会福祉協議会の位置づけについては、こちらのほうでまだ把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

小豆島町に行ってきました。調査をしてまいりました。

小豆島町は本館にあります。社会福祉協議会が本館にあるわけです。

私、この話なぜするかと申し上げますと、以前の議会でも三木議員から、「土庄町の福祉行政をどう捉えて、どうするのか、全体にわたって」という質問もあったわけです。その中で、大きな役割を果たしている社会福祉協議会が、小豆島町では本館にあるわけです。

これは、私から申し上げますと、いかに大事に重要視しているかということなんです。そのことは、この土庄町においても、捉え方が少し従来のです。少し甘

いんではないか。だから、前三枝町長みたいな、現場を無視した大変な問題があったわけです。そのことは、再度深刻に考えていただきたい。とても重要な問題です。前回は申し上げました。今、高齢者 43.7%でしたか。ほぼほぼ半数の方、それだけではなくて、体の不自由な方、ほんとに大変な方たちを、やっぱり一人ひとりの町民の皆さんを行政が大事にする。そのことが、基本なわけです。そういう大変な仕事、現場で担っている社会福祉協議会が本庁にあるのか、外にあるのか、これは大きな違いなんです。

残念ながら、物理的に無理なようですけれども、本来なら、「隣の館が空いてますよ」と、さまざまな法律でいろいろ説明されますが、できるなら本館の近く、行政の福祉の中心、この社会福祉協議会そうあるべきだと思っています。

これは、これから土庄町行政の宿題であろうと、少なくとも本館近くか本館の中、隣の小豆島町はできてて、土庄町はなぜできないのか残念でなりません。

最後に、最近現場に行きました。社会福祉協議会の人たちが、ほんとに頑張っています。びっくりするほど、頑張ってます。

この、前回の三枝前町長の件から、引き続いて、新しい課長が頑張っておられる。これは、現場の人が言ってましたから、現場の人たちは、今、やっと現場の意見が取り入れられてきた。ぜひ、そのことを私に、ここで言ってください。お礼を言ってください。今までの態度と違いますよということの感謝の意を伝えておきたい。そういう意味でも今後の課題は、少なくとも本館の近くか、本館だと私は思います。

続いて、土庄町財政の状況について質問申し上げます。

令和3年度定例議会案、これ1年間の分、読ませていただきました。

まず、資料として申し上げますと、2021年去年です。四国新聞の12月17日金曜日、「土庄町の課題、町長選を前に財政状況一段厳しく」書かれています。この方は専門家です。経済の専門記者です。読みませんが、そのことが、これ2回目です。2回目触れられています。一応紹介をしておきます。

この総括の中に、やはり同じようなこと書かれています。土庄町の、この、文章から、やはり財政は非常に厳しい。同じようなことが書かれています。その点について、現在の財政調整基金と起債残高について、町はどのように認識しているのか数字も上げてお答えください。それと、今後の見通しをどのように捉えているのか、お聞きをします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目は、現在の財政調整基金残高と起債残高についてでございます。

令和 3 年度末における財政調整基金、これは町の貯金に相当するものでございます。その残高は約 18 億円、地方債、これは町の借入金に相当するものでございます。こちらの残高が約 130 億円となる見込みでございます。昨年度取りまとめた町中期財政計画において、今後 5 年間で財政調整基金残高が約 13 億円となる一方で、庁舎建設事業等により借り入れをしました地方債の残高は、約 123 億円と高い水準で推移する見込みとなっております。

2 点目は、今後の財政状況の見通しについてでございます。

中期的な財政収支を推計することで、限られた財源の効果的な運用を図り、持続可能な財政運営を考えるとともに、昨年度は四国財務局により土庄町の財務状況に係る分析を実施していただきましたところ、債務償還能力および資金繰り状況などについては、「現状は留意すべき水準にはない」との評価をいただきました。

しかしながら、今後の将来見通しにおいて、施設の老朽化対策等の増加に伴う公債費の増加や財源不足に対応するための基金の取り崩しによりまして、債務償還能力について留意すべき水準となる見通しであることが示されております。また、人口減少に伴う税収をはじめ、その他の自主財源が減少する見込みである中、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれるところでございます。

このようなことから、今まで以上に厳しい財政状況となる見通しでありまして、自主財源の確保はもとより、行政需要の変化に応じた事業の見直し、計画的な事業実施による負担の平準化、これらを図ることによりまして、公債費の増加を抑制することで、持続可能な町財政運営に努めてまいらる次第でございます。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

たいへん分かりやすく説明いただきました。確かに、この文章の中にも、国の赤字の基準あります。これを超えると、大変なことになる。だけど、その、まだ下にありますよ、ということなんです。

もう 1 点参考に申し上げますと、香川県下 17 市町あります。統計ですから、必ずしも良いところ悪いところじゃなくて、土庄町の財政状況は、17 市町の中の下から 3 番目くらいにあります。これはいろんな議論がありますが、1 つは、確かに公共事業を行えば赤字は増える。これ見ますと、やはり土庄町の公営住宅の補修とか、あるいは、住民の生活に関する公共事業もやられてるわけです。それは、今後も必ず必要で、この新聞もここにも書かれてますが、今後必要なのは、優先順位の付け方が 1 つだと思っています。国が予算が付くから、ぱつと飛びつかない。やはり、土庄町行政独自在が精査をしていく。このことが、た

ぶん強く問われる。そして、町民の生活に関する予算は、やっぱり、していかなくやならない、執行しなくやならないと思っています。再度、最後申し上げますが、やはり真剣に優先順位を議論して、今何が必要なのか、特に住民に関わる、生活に関する、そういうことのほうからできるだけ、そう願いたい。そのお願いを申し上げて、この質問は終わります。

続いて、公共施設の有効活用。これは、後程、井藤議員からも具体的に指摘がありますので、現在の土庄町の大まかな状況、井藤議員以外の公共施設のどう有効活用してるのか。少しだけ、時間がないのでお答え願います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

施設の統合・廃止等により空き施設となった公共施設の有効活用についてでございますが、旧大鐸小学校、旧戸形小学校、旧北浦小学校につきましては、地元からの要望もあり、改修後、公民館として利用しているところでございます。

一方、旧渕崎小学校につきましては、渕崎小学校跡地協議会において、旧四海小学校につきましては、四海小学校跡地利用委員会において、閉校後の跡地利用等の協議がなされてまいりましたが、現時点では、いずれも校舎施設が老朽化していることもあり、具体的な利用方法は決定しておりません。

また、土庄こども園開設に伴い、空き施設となっている旧愛の園保育所につきましては、庁舎移転により、園庭は、建設課や農林水産課のトラック等の車両の駐車場としており、園舎は、災害対策用物品や測量用物品等の倉庫として利用しております。

町といたしましても、利用可能な施設につきましては、地元のご意見も伺いながら有効活用を進めてまいりたいと考えております。

また、空き施設として大きなところにもなっております旧庁舎の活用方法についてでございますが、現在、旧庁舎自体は、瀬戸内国際芸術祭のアート作品の一つとなっており、ピロティは会期中、作品の案内所を設置しているところでございます。

今後の旧庁舎跡地の活用方法につきましては、周辺の高校跡地、東洋紡跡地、渕崎小学校跡地など、旧庁舎跡地以外の利活用を検討すべき町有地等を含め、これらの土地等をそれぞれ点として捉えるのではなく、面として捉え、役場内で検討チームを組織し、将来を見据えた有効活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

時間の関係で、次に行きます。

少し足しますと、いま、お答えになったとおり、ここにも書かれていますので、うまく活用していただきたいと思います。

最後の質問に入ります。小豆島中央病院企業団の経営状況について、参考を申し上げます。小豆島中央病院の同じ時期に、坂出市立病院が移転、新築、これ3年目ですけど、私、資料持っています。3年で、ほぼほぼ赤字を解消しています。3年目には赤字が2億、3億いくら。ところがこれは、建物を壊した費用が2億いくら入っていて、実質は、この坂出市立病院は、ほぼほぼうまくいっています。だから、そういう意味では一応資料として、同じようにできた病院が、一方では、たぶん最大限の努力をしたんだと思います。

それで、時間がありませんので、小豆島中央病院が開院7年目になります。町からの病院への補助金負担金額の推移と、町として今後の病院経営についてどう考えているのかお答え願います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

小豆島中央病院の、町からの補助金負担金の推移につきましては、まず、小豆島中央病院開設前の平成26年から平成30年まで5年間、運営資金といたしまして総額6億1527万1千円を出資しております。

また、令和元年度につきましては、貸付金といたしまして8785万8千円貸し付けしております。

令和2年度、3年度につきましては、運営補助的なものにつきましては支出しておりません。

病院事業分として国から支払われている交付税といたしましては、年間2億円程度支出しております。また、病院における各事業への補助金のため、6年間で約2億円支出しております。補助金につきましては、各年度の事業内容により変動しております。

続きまして、小豆島中央病院の今後の病院経営については、というご質問でございますが、基本的には、病院単体として健全な経営できるように要望しております。しかしながら、地域の中核医療を担う使命と役割を持つ公立病院には、採算のとれない診療科もございます。廃止することはできないので、構成団体である本町と小豆島町の両町長と病院管理者とで組織いたします開設者協議会や、両町の副町長をはじめ関係課長などで組織されました構成町連絡調整会議

におきまして協議いたしまして、審議の後、必要に応じ、不足分につきましては運営補助しております。病院といたしましても、経営コンサルタントに委託し、業務改善計画を作成するなど、日々経営努力していただいております。3年度の決算につきましては、コロナ関連の国からの補助金などもあり、黒字になる見込みとなっております。

なお、小豆島中央病院におきましては医師不足が顕著となっており、病院経営にも多大な影響を及ぼしかねないことから、病院のみならず両町も協力して、医師確保に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

確かに、課長のおっしゃるとおり、同じ意見なんですけど、この島唯一の総合病院ですから、ほんとにつぶすわけにはいかないんです。だからといって、ある意味、ある意味ですよ、表現が悪いかもしれませんが、ずっと、土庄町財政に負担がかかってくると、これは大変なことでもあるわけです。

坂出市立病院も今後の課題は、医者が足りない。全く同じ課題になっています。特に、小豆島中央病院は企業体という、ある意味、単純に申し上げますと、半官半民なんですね、簡単に申し上げます。必ず、両町が補てんすることになってるんです。そういう意味で、もっともっと、俗にいう企業努力が問われるんではないかと思えます。

希望ですが、できましたら、この次の議会でも、企業長の佐藤企業長に質問がしたいとは思いますが、無理であれば、別の方法を考えますが、議会に呼んでいただきたい。参考人としてお願いはしておきます。さまざまな質問したいです。私、最初から、企業長の話伺ってます。新病院ができる前から、中央公民館の集会とか、さまざまところで、流れは分かっていますので、お聞きしたいことがいっぱいありますので、できるなら、中央病院の企業長を参考人に呼んでいただきたいと要望しまして、私の質問終わります。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

おはようございます。2番、井藤茂信です。

今回、小学校の跡地について質問いたします。

平成27年に新土庄小学校に統合して、7年余りが経過しております。統合した旧四海小学校、旧湊崎小学校の跡地は、校舎等はそのままの状態になっております。運動場の周りの草刈りは、ボランティアの皆さんに行っていただい

いますが、高木などの樹木は管理できておらず、建物に生い茂っている状況があります。また、旧四海小学校の跡地利用については、「公民館を」という計画もありましたが、公民館は、元の場所に建て替えられております。そこで、旧四海小学校、旧渕崎小学校跡地の管理は、どのように行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の、旧四海小学校、旧渕崎小学校跡地の管理につきましては、平成 17 年 4 月に大部小学校、大鐸小学校、戸形小学校が、それぞれ渕崎小学校、土庄小学校に統合される際、町として跡地利用の方針を決定しております。

その際、町の基本的な考え方として、施設の運営管理費については、自主管理とし助成しない。体育館、グラウンドについては、社会体育施設として共同利用する等とし、該当地域に配布させていただいております。

その後、平成 27 年 4 月の統合の際にも、この方針を踏襲しているところですので、基本的な管理といたしましては、地域の自主管理にお任せしているところです。

井藤議員もおっしゃるとおり、四海、渕崎の両小学校とも、地域のボランティアの皆さんが草刈り等の管理をしていただいていることは承知しております。

なお、今後、高木等の管理につきましては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

今、自主管理ということで、回答ありましたけども、草刈りとか、小さな木は自主管理、地元、ボランティアでやっていけるとは思いますが、大きな木の樹木とか、そういう部分についても、今なかなかボランティアの皆さんでは危険な部分もありますので、またその部分を検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

次に、跡地利用については、地元自治会、跡地利用協議会で検討するというふうにお聞きしていますが、今のところ、どういう要望があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

2 点目のご質問の、跡地利用についての地元自治会、跡地利用協議会からの要望についてでございますが、四海小学校につきましては、公民館の建て替え前である、平成 27 年 8 月に小学校跡地への公民館の移転の要望がございました。

その後の地元協議により、現公民館が建築されているところでございます。公民館建築後、跡地利用委員会において、小学校跡地の利用について、協議がなされたようにはお伺いしておりますが、要望としては町には出されてはおりません。

渕崎小学校につきましては、平成 31 年 2 月に渕崎小学校の跡地の利用について、ランドデザインへの反映についての要望が出された後、令和 2 年 7 月に渕崎地区自治会連合会より、校舎の解体および環境整備の要望が出されております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

今現在残っております建物、小学校の校舎とか、耐震性の問題等あると思いますが、今、協議会の要望とか、そういうところを踏まえて町として跡地利用計画について、今後の方向性をお願いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小学校跡地や旧庁舎跡地など、今後、町として利活用を検討すべき町有地、町有施設につきましては、将来的な町の活性化のビジョンを前提に、今年度策定の総合計画・総合戦略、昨年度策定された都市計画マスタープランも踏まえ、それぞれを点として捉えるのではなく、面として捉え、今年度から 2 カ年計画で策定予定の立地適正化計画の方向性に即しながら、まずは、今年度中に役場内の若手職員を中心とした検討チームを組織し、将来を見据えた有効活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。特に、それぞれの小学校跡地につきましては、地域の中核拠点という位置づけから、地元自治会をはじめとする跡地利用協議会、委員会、跡地を利用しているらっしゃる皆さまからのご意見も踏まえ、今後の利用方針について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

地元の要望とか、町全体の計画を考えながら、計画していくということでありまして、このまま放置して、校舎等、廃屋化して危険な状況になるか

と思いますので、そのあたりも考慮して、全体の計画を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、町長のお考えをお願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

井藤議員のご質問にお答えします。

小学校跡地をはじめとする遊休施設の今後の利活用については、井藤議員のおっしゃるとおり、土庄町として取り組むべき重要な問題と認識しております。

しかしながら、現在の状況を見てみますと、財政状況等ありますので、そのあたりを地元、また、跡地利用委員会の皆さまのご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

ただ、このままの状況が続けば、老朽化が進み、維持管理が大変難しくなり、次世代の皆さんに大きな負担をかけることになると思っております。そのような中で、今後、土庄町がどのようなかたちで跡地利用を進めていくか、早急に、課長のほうからは、今年度中に対策チームを作るとおっしゃられましたが、私としてはできる限り早く対策チームを作り、また跡地利用協議会の皆さまのご意見をお伺いし、進めていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

町として、財政とか、そのほかいろいろと問題はあると思えますけども、地元の要望、また町全体としての計画を検討していただき、小学校、また公共施設の跡地の利用について、検討いただければと思います。よろしくお願いします。以上をもちまして、質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩といたします。再開は、10時40分とします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時40分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

4番、立憲民主党の鈴木美香です。

まず、冒頭一言申し上げます。今日は参議院選挙の公示日です。会期決定の折にも反対しましたが、国政のかかる大事な日にあえて議会を開くとは非常識だと思います。香川県下で他市町は日程や時間をずらすなどして、今日のこの時間に、

○議長（高橋正博君）

通告内容以外のことは、質問を控えてください。

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

では、質問にまいります。本日、今回は3つご質問させていただきます。

では1つ目、ファミリーサポートの設置を。町はファミリーサポートを現状ではどう考えていますか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートとは、会員制の子育て支援サービスで、子どもの一時的

な預かりなどの援助を受けたい利用者側会員と、子どもの受け入れを希望する受け手側会員が、会員同士で子育てを支え合うことで子育て家庭の負担を軽減しようとする取り組みでありまして、ファミリーサポート事業を実施する上で、必要となる会員登録や会員同士のマッチング、講習会などの業務を行うのがファミリー・サポート・センターと認識しております。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

県下でもファミリーサポートを希望する声が多いです。現代は、祖父母なども働いており、家族に幼少の子ども面倒を見ることが一般的ではなくなっています。そして、移住者など身近に親族などいない家庭も増えています。

また、若いお母さんたちは不慣れで不安なことも多いと思われまます。岡野町長は3月議会の施政方針で「子育てしやすい町」とうたっています。必要とされている優先順位の高い制度だと思っています。

また、コロナにより全国的に若い世代の移住者が増加しているとの報道があります。その鍵となるのが子育て環境の整備に注力しているということです。風光明媚、小豆島としてのブランド、そのうえで子育て環境が整っていたら移住増加も見込まれるのではないかと思います。土庄町として今後、設置してほしいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

実は、町では平成31年1月なんですけど、第2期子育て支援計画を策定する際にアンケート調査を実施しておりまして、ファミリー・サポート・センターについてもニーズ調査を行っています。その結果としては、ニーズはほとんどなかったというものであります。

また、土庄町ではそもそも、このサポートセンターにつきまして、子どもを受け入れてくれる方、すなわち受け手側会員となっただけの方が見つかりにくいという課題があります。その理由としては、利用者側、受け手側ともに利用中のけがや事故についての心配が根強いことなどがあげられるところでありまして、今直ちに事業を開始できる状況ではありません。

こうしたことから、ファミリーサポート事業は、放課後こども教室とか放課後児童クラブなどと同様に、「子どもの居場所」を確保するという意味では有効な一方策と思われまますが、現段階でのファミリー・サポート・センターの設置は難しいと考えております。

しかしながら、利用ニーズの動向や受け入れ先の確保の見通しなどには引き続き留意しながら、ファミリーサポート事業の必要性や実現性を見極めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

ちょっと私が聞いた声とは違うんですけども。いずれにしても前向きに若いお母さんとか、私の周りには要望が強いので前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

では2つ目、水上バイクの規制の件、2021年9月の一般質問で、水上バイクの対策の一般質問をしました。香川県、警察、海上保安署等関係各所と連携し、危険行為に対し注意喚起に努めるとの答弁をもらいました。その後、町として具体的に何か対策をしましたか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

水上バイクの規制についてでございます。小豆島海上保安署によりますと、過去3年間の小豆地域における水上バイクによる事故はなく、迷惑行為等の通報件数は13件とお聞きしております。

また、水上バイク等の操縦に関する指導や周知啓発につきましては、海上保安庁において、海岸等の巡回をはじめ、小型船舶免許の講習における安全指導やリーフレットによる啓発活動等を行っていることを承知しております。

海上における危険行為等につきましては、海上保安庁において関係法令に基づき取り締まりを実施しているほか、緊急通報のための「118番」の運用も開始しております。

また、香川県におきましても、罰則を伴う「香川県迷惑行為等防止条例」において、海水浴場における水上バイク等の危険行為を禁止しており、それに抵触する場合には、海上保安庁や県警において適切に対処されるものと承知しております。

また町では、危険防止の具体策としまして、要望等のあった海水浴場に防護ネットの設置をしたところでございます。また、町広報でも国や県と連携しながら周知啓発を行っていくところでございます。

今後も関係機関と情報共有しながら、水上バイク等の利用が適切に行われ、安心・安全の確保ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

いろいろしていただいて、たいへんありがたいと思っています。ただ、今年も5月20日土渕海峡で騒音をまき散らして、狭く天井が低い暗渠で高さに制限がある中を十数台が猛スピードで潜り抜けるのを目撃しました。

県の6月の広報紙にも水上バイクの注意喚起が掲載されていました。県も注視しているのではないかと思います。

私としては具体的に、県、町、海上保安庁、港湾関係者、海水浴関係者、自治会、水上バイク利用者など可能な限り関わる人達を集めて、一度話し合いですとか、していただけないかなと考えているのですが、そのあたりはどうとらまえますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在も海上保安署であったり、県警などと関係機関とは随時、その都度都度で情報共有を行っておるところでございまして、また、要望のありました自治会であったり、海水浴場組合などとは、随時協議しまして先ほど申しましたように対応しているところがございます。

水上バイクの利用者となりますと、地域にそのような団体等もありませんし、また、利用者も県外から来る方もたくさんおられると思います。会議となりますと、なかなかそのあたり難しいのかなと思っております。

ほとんどの利用者がルールを守りながら楽しんでいる中で、危険行為を行う者につきましては、法に基づきまして、行政処分であったり、県条例に基づきまして罰則規定の伴う条例もございまして、現状では安全な利用の周知徹底であったり、講習における安全指導、そのあたりを徹底しながら、利用者自身がモラルを守っていただく。そして、危険行為の自粛、自重をお願いしていくことになろうかと思います。

また、その際には通報等が有効な手段と思われまして、もしそういう危険行為を見つけられましたらですね、118番通報など、もしくは海保に直接とかですね、通報をしっかりといただきながら、地域の目で監視をしていくところも効果的なのかなと思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

SUP、小部の海岸の件なんですけど、以前も言いましたけどSUPを子どもたちが週末になって学校があるんです。子どもたちの周りに関西の方から来られている水上バイクが走っていて、それは私はとっても危険だと思っています。知床遊覧船のように危ないって周りでうわさされていたのに、事故が起こると言うことが限りなくないように、難しいのはよく分かるんですけど、一度集まってですね、まず話し合って状況を共有していただくというのが、私は本当に一番大事かなと思っています、なにをそれで言うかということ、明石が今年の8月に危険走行があって、会をそういう、私が先ほど申しました会を3回か4回開いて、3月に懲罰込みの条例を発効したんですね。そういうところができるのはできるので、規模が違おうとおっしゃるのかも分かりませんが、それは市町村の姿勢ひとつだと思っています。

以前、課長にもお伺いしたんですけども、ネットにもワールドジェットスポーツマガジンのサイトに土渕海峡で水上バイクが潜り抜ける写真があるんですね。これ、宣伝になります。これに関して課長にはお願いしてたんですが、どうされましたか。「削除するように言ってほしい」と、私は言った記憶があるんですけど。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

なかなかですね、ネット等の削除につきましては、ご存知のようになかなか難しいところがございます。そのあたりを削除要請という以前ですね、観光地に伴う航行の規制といいますか、そういうのは基本できませんので、そのあたり土渕海峡の話だと思うんですけども、管轄が、去年も答弁させていただきましたように県の管理となると。そのあたりの情報が県のほうにも行ってますので、そのあたり県と町で何ができるか、どういうことができるかということは、協議というか話し合いをしている状況でありまして、何か対策が打てるようでしたら対策を打ってまいりたいと今、考えております。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私は個人的にはすごく危機感を感じているんですけども、どうしてもやっぱり行政の方と温度差を感じてしまいますが、ぜひもうちょっと注意していただきたいかと思えます。

では3つ目、最後の質問をさせていただきます。

さまざまな課に審議会がありますが、その必要性をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

各課で設置している審議会には、地方自治法を根拠とする附属機関と、有権者等からの意見交換等を行う懇談会等の２種類がございます。

附属機関としての審議会は、法令または条例で定めるところにより設置される機関であり、行政執行に伴い必要な調停、審査、答申、調査等を行うことを目的としております。また、懇談会等としての審議会は、附属機関とは異なり、合議体としての意思決定および意見集約を行うことなく、有識者等からの意見聴取、意見交換等を行い、専門的知識や意見を町政に反映させることを目的としており、規則または要綱の定めるところにより設置しております。

複雑化、専門化している行政需要に対応するため、有識者等からの助言や意見などを町政に反映させる仕組みは重要と考えており、その中で、学識経験者や関係団体などで構成される審議会の果たす役割は大きく、必要性は高いと考えております。

○議長（高橋正博君）

４番 鈴木美香君。

○４番（鈴木美香君）

では、その大事な果たす役割の大きい審議委員はどのように選んでいますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の２点目のご質問にお答えいたします。

審議会の委員は、各業務を所管する担当部署において、各機関の設置条例等に規定している構成者の中から、審議内容に適した委員を選定しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

４番 鈴木美香君。

○４番（鈴木美香君）

将来の町のありようなどの計画を決める重要な複数の審議会委員に、同属者が複数任命されており、偏りがあるのではないかと思います。町はどのような認識をされていますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の3点目のご質問にお答えいたします。

各審議会で審議される内容が、町民の皆さまに広く関係することが多いため、自治会や老人会、婦人会など、加入者の多い団体の代表者が、複数の審議会に重複して選定される傾向はございます。

しかし、代表者の方々は個人的な見解で意見されるわけではなく、各団体を代表し、団体の意見として発言されておりますので、代表者が委員に選定されること自体には必然性があると認識しており、また、各団体の代表者が会員の意見を集約した上でご発言をいただければ、結果的により多くの意見を聴取できることになると考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

特に都市計画などの審議会は、町のありよう、建築物などを含め10年後、30年後を想定した計画を審議していると思います。審議委員の年齢に疑問を禁じえません。

若い現役世代が当事者として参画してもらう必要があると考えます。現役世代のもう少し若い人を、半数以上選任するべきではありませんか。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

鈴木議員の都市計画審議会につきましてのご質問にお答えいたします。

都市計画審議会は、都市計画道路や下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更および土地利用の制限など都市計画法に定めている内容について審議する機関でございます。

土庄町都市計画審議会条例で組織および運営に関する必要な事項が定められており、委員につきましては同条例に基づき、学識経験者等である各種団体の会長等を選定しているところでございます。

都市計画審議会におきましては、昨年度策定した土庄町都市計画マスタープランおよび今年度着手する土庄町立地適正化計画案を反映した事柄について審査することとしておりますが、これらのプランや計画の策定委員には、香川大学の教授、国土交通省四国地方整備局および香川県職員の3名のほかに、町内関係機関の代表者6名を選定し、6名のうち3名が30代から40代の若い現役世代となっております。なお、必要に応じまして、このほかにも委員の選定を考慮したいと考えております。

また、今回の土庄町立地適正化計画策定においては、ワークショップの開催も計画しており、若い世代を含め、より広く多くの住民の方のご意見をお伺い

してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

委員会でもワークショップを利用すればいいというご発言があったかと思いますがけれども、やはり私は、もっとコアな審議委員に若い人、このような激動の時代ですごく入れ替わっているときに、柔軟な考え方というのは若い方ではないと発想が浮かばないかと思えます。同じような人ばかりだと、どうしても固まった発想になりまして、先に進めないと思っています。

終わりに、三枝前町長在任中から継続した同じ人選で、しかも同属者等が町の再審、または中枢の情報を知り得る立場に居続けることは、以前の体制を温存させることにつながるのではありませんか。また、外部からそう見なされても仕方がないのではないかと。重要な審議委員の人選を一新することはとても大事だと思います。

町の透明度を高めることこそが、住民の信頼を取り戻すことになるのではないかと考えます。このようなことから審議会についても、町の一層の信頼回復を最優先課題にしてほしいです。以上です。本日の質問終わります。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

おはようございます。

それでは、私から2点質問させていただきます。

まず1点目は、土庄町職員の災害対策本部要員研修についてです。近年では、毎年のように全国で災害が起こり甚大な被害が発生している。先日も、石川県能登地方で震度6の地震の発生があった。土庄町も昭和49年、51年に集中豪雨災害。昭和61年に豊島の山火事。平成16年に高潮の被害があった。その経験を踏まえ、土庄町地域防災計画書を作成、防災活動の啓発、非常食の準備、避難所設置、段ボールベッド等の準備をしている。

しかし、その災害を経験している職員は年々退職しており、災害が発生したときに町民の皆さんの生命と財産を守るために職員が能動的に動くことができる災害対策本部要員研修、あるいはそれに類似した研修を過去に実施したことはありますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

職員に対する災害対策本部要員研修の実績についてでございます。土庄町では、毎年の土庄町総合防災訓練において、全課長が参加しての防災訓練を行っております。また、例年防災会議において、外部講師を招き防災研修を実施しております。

令和元年度には香川大学客員教授・京都大学名誉教授の平原先生をお招きし、6 コマの災害に関する講座を町職員と消防職員を対象に実施し、延べ 143 名が受講しております。さらに、コロナ禍の下での避難所運営にあたり、それぞれの地区公民館等の担当職員に対し、受付方法から段ボールベッドの組み立て方などの研修を行っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

研修も多くされていると知りました。そこでなんですけれども、隣の小豆島町ですね、小豆島町では香川大学と合同で 2020 年から 4 年間かけて行政職員を対象とした災害対策本部要員として基礎知識、能力向上に資する研修プログラムを行っております。

期間は 6 カ月で、将来の幹部育成で、係長級の若手職員を対象とした研修があります。人数は、毎回全課から 15 名ほど参加しているようです。

土庄町も同様に、こういった長期的な研修をする予定はありますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

小川議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

災害対策本部要員としての基礎知識、能力向上に資する研修についてでございますが、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の提言を受け、内閣府において、国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速、的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト養成研修」の取り組みが開始されております。この研修は、令和 2 年度からオンライン等で実施されるようになっており、研修の受講機会が拡大されております。

また、今年度におきましては、内閣官房等が主催する自治体危機管理研修をオンラインで 2 名受講しております。今後は、これらの研修を災害対策本部要員の職員にも周知し、受講機会を増やすとともに、机上訓練や実地訓練の拡充も行い、災害対策本部要員への研修の充実を図ってまいりたいと考えておりま

す。

小川議員のおっしゃるとおり、災害対策本部要員としての基礎知識、能力向上は、災害発生時には不可欠なものと考えております。また、災害発生を想定した訓練も同様でございます。今後、災害発生時に備え、町の防災力を高めるためにも、当町の現状に即した方法での研修や訓練を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

私が、今年の 4 月なんですけども、滋賀県の全国で議員が集まって防災議員研修に参加してまいりました。講師の方は、実際に熊本地震発生当時の市役所の方、静岡県熱海市の熱海市議会議長さん、大学教授のお話を聞かせていただきました。その中でなんですけれども、特に印象にあったことを皆さんにお伝えしたいと思います。それは、「正常化の偏見」です。これは災害の心理学の言葉で、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、自分は災害に合わないと過小評価してしまう人間の特性のことです。自分もですが、目の前の仕事に手一杯になり、なかなか災害のことを考えて行動することはできないと思いますが、今、課長が言われた取り組みに加えて、この災害対策本部要員研修をプラスしていただいて、土庄町の生命、財産を守る防災・減災の人材研修と人材育成に取り組んでいただければなと思います。1 点目の質問を終わります。

次の質問に入りたいと思います。2 点目は、ふるさと納税の現状と今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。ふるさと納税の寄付金額が令和 2 年度と比較して、令和 3 年度は約 1.7 倍になっています。

具体的に土庄町にふるさと納税をしていただいた金額はいくらでしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金の歳入額を申し上げますと、過去 3 カ年、令和元年度 1 億 1850 万 5 千円、令和 2 年度 2 億 194 万 2 千円、令和 3 年度 3 億 2590 万 5 千円でございます。議員おっしゃられた、令和 3 年度の歳入額は前年度比約 1.61 倍となっております。また、前々年度と比較いたしますと 2.75 倍となっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

次に、土庄町民がほかの自治体にふるさと納税をしたことによる減収額はいくらでしょうか。

○議長（高橋正博君）

税務課長 渡辺志保君。

○税務課長（渡辺志保君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度においては寄附額のうち、2 千円を超える部分について、一定の上限額まで、所得税および個人町民税から「寄附金控除」として控除される仕組みとなっております。従って、個人町民税の寄附金控除額が、町税における減収額ということになります。

直近 3 カ年の減収額は、令和元年度 266 万 3 千円、令和 2 年度 336 万 6 千円、令和 3 年度 561 万 1 千円でございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

年々、ふるさと納税をしていただく方も増えてますが、やはり減収額も一定程度あると思います。そこでですが、新たなふるさと納税の形態の 1 つで、旅先でふるさと納税をすることができる仕組みがあります。例として、北海道伊達市、岡山県瀬戸内市などが導入をしています。これは、観光に来て、自治体にふるさと納税をすると、返礼品として地元でしか使えない電子ギフトをその場で受け取れる仕組みです。その町に行かないと使えず、行ってこそ得をするものであります。コロナ後を見据えた新しい取り組みとして、この仕組みの導入はどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

まずもって、「旅先でできるふるさと納税」こちらにつきましての先進地事例のご紹介をいただきお礼申し上げます。

岡山県瀬戸内市などが実施している地域だけで流通可能な電子ギフト券を返礼品として取り扱う方法、また、神奈川県箱根町などが実施しております旅行先のホテルに設置された自動販売機でふるさと納税寄附の手続きを行い、その場所で提供されるサービスに支払いができるといった方法を返礼品として取り扱う自治体などがあると承知いたしております。

これらは、今までふるさと納税制度の恩恵を受けにくかった観光産業や飲食業の活性化が見込まれることから全国的にも注目されておるところでございます。

当町のふるさと納税寄附金の現状といたしましては、直近4月、5月の入金実績は昨年度比が横ばいとなっております、さらなる増収に向けた新たな取り組みを実施、検討しているところでございます。

観光関連産業が主要産業である当町にとっても旅先でできるこのふるさと納税は効果的な仕組みとなっておりますので、運用に係る経費などを調査の上、先進地事例の効果を注視して、導入の是非を検討してまいりたいと考えております。

早速、6月20日月曜日に、瀬戸内市のほうへ担当者を派遣しまして、旅先でできるふるさと納税についての意見交換を実施したところでございます。その結果は、今、取りまとめ中でございますので、またその結果をご報告したいと思っております。

ふるさと納税制度は、寄附金収入に加え、返礼品取扱事業者の売り上げにもつながっております、町が元気になる仕組みとなっておりますので、今後も引き続き、返礼品取り扱い事業者の募集や新たな返礼品の開発、町のPRの強化など、あらゆる角度から寄附金の獲得に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

ありがとうございます。

先ほどの議員の（大野議員の質問に対する答弁）財政状況ですね、起債残高18億円、地方債130億円と財源が厳しいと言っているのも、従来の郵送型のふるさと納税だけではなく、観光地である土庄町の魅力に直接触れ、土庄町を応援したいと思ったらその場で寄付していただく。そうすることにより、観光を楽しみながら、地域経済に還元ができる環境を整えればと考えます。

ぜひ、コロナで大変な思いをしている地元企業のために、旅先でふるさと納税をするシステムの調査、研究をしていただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上で、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問でありますけれども、岡野町長に質問をいたします。

日本国憲法と地方自治法が、町長職に求めている人物像とはどのような人物像であると理解されているか、町長の認識を聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問のうち、町長職に求められる人物像の認識についてお答えいたします。

日本国憲法は、第8章に「地方自治」の章を設け、地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法令で定めることのほか、議会の設置や条例の制定権などについて規定をしております。

憲法のいう「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の二つの要素からなると解釈されており、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義の要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、その団体の意思と責任の下で行われるという地方分権の要素であるといわれております。

この憲法の理念に基づき、地方自治に関して定める最も基本的な法律が地方自治法であり、基礎的自治体である市町村の首長とは、議会とともに、住民に最も身近な自治体における地方自治の推進者であると認識しております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、答弁いただきましたけれども、憲法の中です、地方自治の部分について、お話があったんですけども、私、岡野町長に求めたいと思うんですけども、まずはですね、憲法全体の認識を正しく理解していただくと、これは、「平和主義」「基本的人権の尊重」「民主主義」という3本柱で組み立てられてます憲法の全体像をしっかりと認識していただきたいということをお伝えして、それを基にですね、憲法を町政に生かすという立場で町政を進めていただきたいなと思います。

それと、最も大事な要素としましては、憲法99条になりますけれども、読み上げたいと思いますけれども、ここが非常に大事な部分になります。憲法99条の最高法規というところでですね、「天皇又は摂政及び国政、国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は」とありますけれども、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うというふうになっております。町長職も、特別職とはいえども、公務員、この憲法の規定の中にあります、その他の公務員に属することになりますので、憲法を尊重してですね、擁護する義務を負っております。そのこと

をしっかりと踏まえて、今後の町政にあたっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと、地方自治法についてお伺いした理由についてなんですけども、私は地方自治法がですね、求めている地方自治体の役割って何なのかということについて、岡野町長にご理解をいただきたいなというふうに、ご理解されていると思うんですけども、思っ、質問させていただきました。

地方自治法は第1条の2で、自治体の役割、原則についてこのように述べています。「住民福祉の増進を図ることを基礎として、実施をする」と、つまり、地方自治体というのは、その地域に住んでいる住民の福祉の向上に努めることが基本であるということですから、その部分をしっかりと踏まえた上で、そこに立ちきった町政をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。今のはですね、憲法の遵守、義務、それから地方自治法に基づく町政運営、ここをですね、物差しといたしまして、お聞きしたいと思います。国民健康保険税と介護保険料についてですけども、被保険者、つまり住民になるんですけども、この負担がですね、非常に重すぎると私は思います。今、現時点において、岡野町長はどのように思われているかという認識を聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の2点目の質問、国民健康保険税と介護保険料についてお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、平成30年度の国保都道府県化により、各市町は香川県が算出した納付金を納めることとなりました。この納付金を財源とするため、各市町は香川県が示す標準保険料率等を参考にしながら、国民健康保険税率を決定するわけですが、土庄町におきましては、国保都道府県化に伴う税率等の引き上げは行っておりません。

なお、低所得世帯に対しましては、均等割および平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減などを軽減措置を実施しておりますが、それでもなお、福本議員のおっしゃるとおり、負担に感じられている方がおられることは承知しております。

しかしながら、国民健康保険税は、被保険者の健康を守る貴重な財源であることも事実でございます。今後も引き続き、国等に対しまして、財政支援措置が拡大されるよう求めていきたいと考えております。また、被保険者に対しましては、適正な負担を維持できるよう、財政調整基金等の有効活用を国民健康保険運営協議会などに諮問しながら、適正税率等について、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、町長の答弁の中でですね、負担が重すぎるといふふうに思っている住民さんがおられるという認識があるという答弁がありました。それ、非常に大事な認識だと思います。

日本医師会は、年間所得の10%を超える負担は非常に重すぎると、被保険者の負担が、今、全国的にですね、土庄町がどうかということではなくてですね、重すぎてですね、これを続けていくと国民皆保険制度を維持していくことができないということですね、国に対して、国費の1兆円をですね、国保会計に支出する必要があるという意見書を提案しております。日本共産党もこの提案に全面的に賛成をしております、これを実施しなければですね、国民皆保険制度そのものが危機に陥るといふことと合わせて、保険があつて、保険料で苦しめられるという状況があります。そうなってしまいます。現状、今そうなんですけども、今、国保の広域化が進められていく中で、町としてできる対応というのは、非常に少なくなっているんですけども、先ほど答弁があつたんですけども、土庄町として、町村会とか、そういう自治体のトップの会なんかも通じてですね、国に対してですね、国保会計への1兆円の繰り入れを行うように強く求めていただきたいと。そして、国民皆保険制度を守るといふことと、国保制度をしっかり守っていくという立場に立ってですね、住民の負担を少しでも減らせるような努力をお願いしたいといふふうに思います。

次の質問に入ります。今度はですね、国民健康保険税の子どもの均等割について質問をしたいと思います。失われた30年といわれておりますけれども、日本経済は30年間、働く人の賃金が上がっていません。経済成長を全くしていない国となりました。それに加えて、アベノミクスによる異次元の金融緩和、低金利政策によって、円安に歯止めがかからず、これに加えて、コロナやウクライナ危機などが重なりですね、物価の高騰に歯止めがかからなくなっています。ご存知のように、国保の子どもの均等割というのは子どもの多い世帯ほど、負担が重くのしかかるという仕組みになっています。町として、公費で負担を行って、国が均等割を廃止するまで、実質、被保険者の子どもの均等割がゼロになるように、予算措置を行うべきだと私は思うのですけども、岡野町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

国民健康保険の子どもの均等割についてでございますが、子どもの均等割軽

減につきましては、町村会を通じまして、国・県等に対し、要望を行っているところでございます。

また、本年 4 月には国におきまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割軽減、具体的には未就学児に対します 5 割軽減措置が導入されております。

この軽減措置の導入によりまして、被保険者の負担は一定軽減されたものと認識しておりますが、今後も更なる軽減、また、対象者の拡大などを国・県等に対し、要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

一定軽減されたというふうに、今、認識をお示しになられたんですけども、では、お聞きしたいんですけど、子どもが多い国保世帯ほど、国保税の負担が重くなるということがですね、現実にあるわけですよ。これがですね、軽減措置を行ったからといって、その負担の重さが軽くなるというふうになるんでしょうか。今、土庄町でも子どもの数が減ってますけども、やはり、子どもが産まれるということは本当に大切なことですね、幸せなことなんですけども、国保世帯で子どもが増えれば増えるほど、均等割が重くのしかかってくるという状況になってしまうとですね、子どもを産み育てることができないという状況になります。今、言われたことっていうのは、国の軽減措置でそういう世帯に対しての負担が軽減されたという認識されたんですけども、今の私の話を聞いて、本当にそういうふうに思われますでしょうか。町長にお伺いしたいんですけども、国の軽減措置だけで、十分に軽減措置になっているかどうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

今のところですね、国の軽減措置だけでは、十分な（軽減）措置がなされている、なされていないという議論につきましては、正直なされてないことがあるとは思いますが、ただ今ですね、その中で繰り入れする場合、町の財源から、どのようなかたちでそこを補うか、という部分で考えましたところ、国保の財政調整基金は確かにあります。ただ、今のところ、国の国保税が上がっていく状況をみますと、今から少子化が進んでおり、今からの子どもの世代が国保税を担うことになった場合、そのためにですね、十分に確保しなければならない。

それと、私町長になってからまだ国保の運営協議会のほうに諮問しておりませんので、そのあたりの見解まだお聞きしていないという部分。それと、町か

らの法定外の繰り入れについては、国保の被保険者以外の税を充当しなければなりません。将来、国保をその方たちが利用するとしても、国民健康保険者以外の町民の方から理解を得ることは難しいと思われるとともに、一般会計を圧迫する要因となります。町全体の厳しい財政状況を勘案しながら進めていく必要があると思います。ただ、今やれることは、先ほど、福本議員が申しましたとおり、国のほうに要望というかたちを、どのようなかたちで、私ができるかたちという部分は、町民をあげて、という部分。それから、町村会ができておりますので、そのあたりのところで、意思の疎通を図るところがまだなされておられません。そのようなところで、今まで、どのような要望をされたかどうかというところが勉強不足でございますが、私自身が手を挙げてですね、町村会のほうで、全国町村会のほうにあげていただき、そこから、国のほうに要望していただくというかたちが、今できるかたちであると思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

子どものね、均等割全体が必要だという岡野町長の考え方については、今、よく分かりました。本当に子どもの均等割というのは、廃止しないといけない。課長、なくさんといかんことやというのは地方自治体の皆さんであれば、全員が一致する部分じゃないかなというふうに思うんですけども、ただですね、これ、先延ばし先延ばししていいっていう話ではないんです。現実的に一般会計からの繰り入れという話が出ましたけども、一般会計からいくら繰り入れをやったらですね、子どもの均等割、実質上のゼロにすることができるのか、金額って分かりますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

金額につきましては、18歳未満につきましては、前回の議会のほうでも答弁させていただいたんですが、だいたい650万程度の金額になろうかと考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

先ほどですね、地方自治の基礎理念、基礎的な考え方としてね、住民福祉の増進を図ることを基礎とするとありました。この立場に立ちければですね、650万円の一般会計からの繰り入れというのはですね、そんなに大きな金額ではないんじゃないかな、と私は思います。さまざまな大型公共事業で何億とかです

ね、お金を動かしております。650万円といたらですね、そういう公共事業の中でいうと、非常に少ない金額になりますので、地方自治法の福祉の増進という、そこを軸にということから見ても、金額上は非常に妥当な金額じゃないかなということとですね、先ほど町長のおっしゃったですね、他の国保じゃない世帯に対する不公平感がというお話なんですけども、国民健康保険というのはですね、社会保障制度、憲法25条に基づく社会保障制度として位置づけられております。いわば、協会けんぽとか企業の中にある保険に入れない人がですね、最終的に、非正規の人とかですね、仕事ができない人、そういう人たちが、国民皆保険制度の中にきちんと入れるようにするために作っておりますし、最終のセーフティーネットとして作られてるのが、国民健康保険制度ですので、そういう意味では、他の保険制度とは性格がやっぱり違うんですね。そういう面からいうと、一般会計からの繰り入れを行うっていう、セーフティーネットをきちんと地方自治体が支えるという点ではですね、先ほどの地方自治体の役割という面においても非常に合致した、整合性のあるやり方だと思いますので、国が将来的にゼロにするまでの間、町長さっきおっしゃいましたけども、国や県に対して、しっかり声を上げていくということ、非常に大事なことなんです。

それとですね、現実的に一日でも早く、町民の子どもが多い世帯ほど負担が重くなるというこの障害をとり除くということではですね、自治体の役割として実施していただきたいと思いますので、ぜひ、検討をしていただけたらというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。次の質問はですね、75歳以上の高齢者の医療費、この10月からですね、今、1割負担から、次、2割負担、実質上の今までの2倍に引き上がるというかたちになります。これについて、どのように町長が認識を持っておられるかという点を、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

4点目の75歳以上の高齢者の医療費負担についてにお答えいたします。

福本議員がおっしゃるとおり、本年10月から、課税所得28万円以上かつ単身世帯では年収200万円以上の方が、複数世帯では後期高齢者の方の年収合計320万円以上の場合には負担割合が2割となります。

国の想定では、2割負担に変更となる方は、被保険者全体の約20%とされており、また、3年間の経過措置によりまして、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3千円まで抑えられることとなっております。

2025年問題ともいわれている、団塊の世代が後期高齢者に移行していく超高齢化社会を迎える中で、現役世代も含め、すべての世代の方々が安心できる社

会保障制度を維持していくことが重要であると認識しております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私、この後期高齢者医療保険制度ができた当初から、この制度自体は破綻するということを一貫して言っておりますし、予算に対しても、反対をしております。この後期高齢者医療保険制度っていうのは、75歳以上を保険から切り離してですね、75歳以上だけで保険を作ると、つまり、当然ですけども、所得が少なく、それから、病院に掛かる率も高いということで、どんどん、保険料がですね、上がっていく、青天井に上がっていく。舛添要一さんという方が厚労大臣のときにあったんですけど、舛添さん自身が、「これは、もう制度上としては、今後どうなっていくかわからない」という答弁されてる中で、強行採決された制度なんですけど、医療保険はどんどん上がって、サービスはどんどん低下していくという仕組みになっています。制度自体がですね、保険制度としては、お年寄りを支えられない制度になってるんですけども、その結果今回ですね、2倍になると。もっといえば、これから先、この制度を続けていけばいくほど、どんどん増えて保険料上がっていく仕組みになってしまいますね。そうするとですね、何が起こるかというところでですね、病院に行きたくても、窓口負担が重すぎて行かれへんで、いわゆる診療抑制が起きます。病は早期発見・早期治療が大事なんですけども、それが結局、窓口負担が重いということで行けなくてですね、結局重症化してから行かなければならないということで、お年寄りの方からですね、「こうやって、窓口負担上げたりとかするんであれば、もう病院に行くなと、早く死ねと言われていたのと同じや」という声が全国から上がっております。これは、医療制度を支えていくという、今、町長おっしゃったんですけど、医療制度支えていくために後期高齢者、医療保険制度が必要だとおっしゃったんですけど、むしろ、医療制度が崩壊してしまう。保険制度が崩壊してしまう危険性のある制度だということを認識として持っていたきたいなというふうに思います。それと併せて、この10月から実施ということなんですけども、私、町長にね、それはやめてほしいということを国に言うてほしいんです。この10月からのお年寄りの75歳以上のお年寄りの医療費2倍化っていうのはストップしてくれということをおっしゃるんですけど、その理由としてはですね、今、物価高騰がですね、高齢者の家計を襲っています。これ今、消費税10%という非常に重い税率と、それから、つい最近皆さんから怒りの声が上がりましたが、年金の削減っていうのに、これストップがかからないんですね。介護保険料も上がっているということで、住民生活がもう追い込まれている中での医療負担の2倍化という状況が現実になっているん

です。

これについては、今、町長どのように、情勢ですね、そこでも、2倍化っていうのは必要だと思われるかどうか、という点について、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

住民生活が大変厳しい状況になっているということについてのお答えでよろしいでしょうか。

やはり、今、物価の高騰が続き、住民生活（に必要な金額）は上がっているということは感じております。ただですね、高齢者が年金生活で大変厳しい状況であるとともにですね、われわれ働いている世代の人間もですね、大変厳しい状況にあります。というのも3月議会で、ほかの質問でお答えしたとおり、国の補助をいただいている事業者が、事業者給付金ですね500社、そこからセーフティネット、緊急指定対策に対して要望されている、指定されている業者が200社ということは、この町全体で500社の方が、前年度対比で50%以上売り上げが減っている業者があるということ。そこから、また考えられますのは、そのうち200社は20%ないし30%以上売り上げが下がっており、セーフティネットを通じて、お金を借り入れしているということという部分で、町民全体が厳しい状況になっております。そのようなところで、今の財政状況を見ながらですね、負担できること。また、町がやるべきことをきっちり精査してやっていくことと、高齢者に関しましては、国のほうにですね、正しい制度かどうかという部分を今一度、お時間いただきまして、勉強させていただきまして、要望させていただきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっと業者の話はちょっとよく分からなかったんですけども、どう関連性があるのか分からなかったんですけども、もう1回言いますけども、結局、物価が高騰しております。消費税10%への引き上げが家計を圧迫してます。そこに合わせて、今、高齢者の年金が削減されて、介護保険料も引き上がっている中で、もともと所得の少ない高齢者世帯で、今度、医療費負担が2倍になるということになると、高齢者が病院に行けなくなってしまう。国民皆保険制度も維持できなくなってしまうような状況になっているというのが、この後期高齢者医療保険制度の2倍化の仕組みになっていると、これ以外のことは、この制度上は関係ないんですけども、この事実を踏まえて、国に対して、ストップ

せよということをお願いしたいと思うんですけど、どうですかという質問をしたんです。

現役世代も当然ね、さっきの国保の均等割の話しましたが、現役世代も、先ほども言いましたけど30年間働く人の賃金が上がってない。経済が全く成長していない国になっていますから、同じなんですけどね。年金生活者の所得少ないですから、そういう中で、こういうことをやられると、もう、高齢者の命を守っていくことができないという事実を踏まえてですね、最後にもう一度お伺いしたいんですけども、国に対して町長として、2倍化をやめてほしいという意見を言うべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの福本議員の再質問なんですけれども、国民健康保険という部分が、私の認識ですけれども、国民健康保険が今のままでは、支えられる人口が少なくなり、このままでは青天井に上がっていく、その状況が今、先ほど申しました国民健康保険の部分に出ています。その部分で75歳以上を切り離して、後期高齢者の医療制度を作ったというふうに私は認識しております。その制度につきまして、私の認識が間違っているかどうかという部分と、これからこの先、どうなるような、国としての展望のところを今一度勉強させていただいて、国に対しての要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ぜひ、10月からの2倍化ストップというのを時間がありませんので、すぐ勉強して言うていただきたいと、現実的にね、お年寄りの生活圧迫されておりますので、これで良くなった人誰もいませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。次の質問はですね、教育委員会に対しての質問になります。

憲法に基づく教育行政を進めていただきたいということです。まずですね、子どもの発達と学びを保障するためには、子ども一人ひとりが置かれている境遇に直接、目を向ける必要があります。しかし、今の教育委員会は、直接子どもの発達と学びを保障する立場には立っておらず、何かといえば、すぐに子どもの責任、保護者の責任を主張する傾向が強いです。これはずっとそうなんです。何回も指摘はしておりますけれども、このような姿勢というのは、まずもって憲法11条と13条および子どもの権利条約に対する理解が不十分なんじ

やないかなというのを強く感じております。

そこで教育委員会に問いたいんですけども、憲法を遵守した教育行政っていうのはどういうもんだというふうに認識しているか。まず、お答えを願いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

土庄町の教育は、土庄町教育基本大綱を基本に毎年教育方針を定め、学校・園等の連携を図りながら教育活動を行っているところです。

よって法令に基づく教育はもとより、将来を担う子どもたちが、その能力に応じて等しく教育が受けることが出来る環境を整備することが重要であると認識しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今のお答えは憲法 26 条に基づく話やと思うんですけども、憲法 26 条に基づいてすべてのこども達が教育を受ける権利が保障されるように、という立場に立ってやってますということなんですけども、具体的に質問しますけども、今、保護者がですね、町税滞納していると子どもが奨学金を受けることができないとかですね、それから、先日の学校給食無償化の話が出たときにもですね、保護者のほうから休日を変更して学校を行った場合に、給食をそのときにも出してほしいとかいう要望があがってくると、だからそういうことはしないとかですね、意見が教育委員会から出されました。こういうですね、姿勢というのは、そもそも、子ども一人ひとりをですね、国民と、人権のある国民だという視点で見てないんじゃないかということをお私は思っております。先ほど憲法 11 条と 13 条という話をしましたけど、ちょっと読み上げたいと思います。

まずね、憲法 13 条のところね、書かれてるんは、「すべて国民は、個人として尊重される」ということが書かれています。「立法その他の国政上において、最大の尊重を必要とする」と、それとですね、憲法 11 条には、基本的人権というのは、永久の、他の人が奪うことのできない、ちゃんと読みますね。「国民は全て基本的人権の享有を妨げられることはない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」というふうになっています。つまり、例えば、奨学金の話だったら、奨学金を受ける権利っていうのは、子ども一人ひとりにあるんです。奨学金を受けることっていうのは人権ですから、個人として尊重される以上は、親がど

うとかじゃなくて、進学をしたいっていうふうにいる子どもがいたら、その子ども一人ひとりが、きちんと尊重されるというのが憲法の規定になっているんですけど、土庄町の制度をみますと、親が町税を滞納していると、子どもが奨学金を借りる権利が奪われているんですね。こういうようなやり方っていうのは、親の自己責任だったり、それから子どもの個人としての人権を尊重しているというふうにはとれないんじゃないかと。私は少なくともとってないんですけども。それについてどのようにお考えになるか、答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員の再質問にお答えします。

確かに、もともと奨学金の制度は、私が考えるには、まずは教育を受ける権利が基本的人権としてあって、その環境を、教育を受ける権利があって、それを享受するための環境を整えるのが奨学金の制度。権利を補充するようなかたちで奨学金制度があるというように認識しております。福本議員がおっしゃったように、憲法 11 条には、「この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」、「現在及び将来の国民に権利がある」つまり、基本的人権も、将来の国民にも与えられる、将来の子どもにも与えられる、ということになるろうかと思えます。ということは、奨学金の制度も、今の子ども、将来の子ども同じように、教育委員会としては、継続して奨学金を受けさせてあげたい。そうなってくると、やはり、奨学金は原資が限られておりますので、原資が目減りしないように、滞納とか、それから回収はきちっとしなければいけない。そこで回収をきちっとできなければ、将来の子どもが受けられないわけですから、そこでですね、そのためにはどうすればいいかとなると、やはり、現在の、今の制度の中では、やはり連帯保証人であるとか、納税証明書で担保を確保して、将来の子どもたちも奨学金を受けられるようなかたちにしていきたいと、そういうのが基本的な考え方でございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

親が、町税滞納している家の子どもの、奨学金を返さないという保証はどこにあるんですか。基本的に奨学金を借りるっていうのは、自分で働いて、働くようになってから自分で返すんですよね。その返すという、将来的な展望も含めて、今の制度やったら頭から切られてるんですよ。親が滞納があるから、子どもに貸せませんよ、というふうになってるんだから。でも、ちゃんと憲法上

は、国民は個人として尊重されて、人権は個人にあるんですよと書いてあるんです。先ほど言われた、その憲法 26 条のね、「全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と、これに従って、この憲法に従って、奨学金制度を作ってるんですよ。でも、現実的には、個人として尊重されていないから、26 条に基づいて作られているこの制度が使えないんですよ。ということは、26 条に基づいて作られている制度は、憲法に基づいて作られてないということになるんですよ。この一文があるから、要は親が町税滞納していると貸しませんよという一文があるから、13 条に違反しているということになるんです。結局 26 条にも、きちんと合致していないという奨学金制度になってるんです。考え方としてね、基本的にね、前にも言うたんですけど、基本、行政というのは性善説に立って、物事を運営していきます。今の日本国憲法も、さまざまな面において、性善説に立って作られております。平和についてもですね、他の国の平和を希求する願いに信頼してと、で、こちらも対応していくと、武力対武力はもたないという対応の仕方。これすべて性善説に基づいて作られているんです。そういう面から言ったら、今の教育委員会の姿勢、子どもの自己責任にしたり、親の自己責任にしたりする姿勢ってというのは、根本的なですね、憲法の理念であるとか、教育基本法の理念から外れてるんじゃないかということを私はずっと言うておりますけれども、真剣に考えてほしい、そこは。今、教育長変わられましたので、前の教育長から変わられましたので、初めてこの話いたします。だから、初めてしますので、ぜひ教育委員会でも考えていただいて、考え方と、それから実際の制度に対する変更ですね、憲法に立った制度運営というのをきちんとやっていただきたいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開を 12 時 05 分といたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 0 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第10号）

○議長（高橋正博君）

日程第3、議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

ピンポイントですが、観光課所管の看板事業でキックボードがどうしても私には危険だと思われますので、反対です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

本定例会に、議案で上程されました令和4年度土庄町一般会計補正予算でございますけれども、各常任委員会に付託されまして、審査いたしました。その後、すべて承認すべきというふうな決定でございます。そういう立場から賛

成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 3 号 令和 4 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第6、議案第4号 土庄町辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第7、議案第5号 土庄町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 6 号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 7 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第7号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第10、議案第8号 給食配送車の購入について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第8号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第11、議案第9号 土庄町道路線の廃止について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第9号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 10 号 土庄町道路線の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続審査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 14、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、総務建設常任委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査申出があります。

本件、請願第 1 号は、香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書の提出を求める請願であります。この件は、総務建設常任委員長から継続審査との報告を受けております。

お諮りいたします。総務建設常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、総務建設常任委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和４年６月土庄町議会定例会を閉会いたします。
誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後０時１７分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（井藤茂信）

同議員（大野一行）